

意匠制度小委員会報告書「画像デザインの保護の在り方について」（案）
に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

番号	寄せられた御意見の内容	御意見に対する考え方	提出者
1. 報告書案全般についての御意見			
（１）画像を含む意匠の登録要件に関する意匠審査基準の改訂について			
1	画像デザイン保護は、当協会の会員のビジネスに直結する重要課題であり、今般、意匠審査基準を改定して画像デザインの保護拡充を図ることに賛成します。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解します。	1 団体
2	改訂意匠審査基準（案）では、物品にあらかじめ記録された「物品の操作（・・・）の用に供される画像」（以下「操作画像」という。）のみならず、物品に事後的に追加される操作画像も、物品に「記録された」という要件を充たす限り、意匠法３条１項柱書の「意匠」を構成するものとして取り扱うことを明記している。これは、現行意匠法の枠組みの下で可能な範囲内という限定的なものであるとはいえ、画像デザインの保護拡充に向けて一步を踏み出したものとして評価に値する。		1 団体
3	新たな保護対象を取り込んだ意匠の当初の審査基準としては、分かり易い内容であると思われる。 もっとも、今後の運用過程でより明確な基準が必要となる場面があることも予想されることから、引き続きユーザーを含む各界の意見を踏まえつつ、随時見直しをしていくことは必要と考えられる。	今後、皆様の御意見を伺いつつ、必要な対応に努めてまいります。	1 団体

番号	寄せられた御意見の内容	御意見に対する考え方	提出者
4	安易に審査基準を改定して権利範囲を拡大するのではなく、インターネット上のサービスやソフトウェアについて、中小企業、ベンチャー企業を含む産業界へのヒアリング等を十分に行い、技術面を含めた実態を把握された上で、慎重な判断をされることを望みます。また、実際の検討にあたっては、ゲーム業界及びインターネット業界について特段の配慮をお願い申し上げます。	今般の意匠審査基準改訂では、登録対象の拡充に併せ、審査において拒絶の対象となる当業者が容易に創作することのできる意匠（創作非容易性）の判断基準についても明確化の対応を図っており、当該基準の検討に際しては、中小企業等を含む産業界へのアンケート・ヒアリング調査を実施し、広く意見を収集した上で、関連する産業界団体等からの参画の下での検討を実施しています。 本報告書に示された方向性は、このような過程を経た検討の結論として、速やかに実行に移すことが適切と考えています。	1 企業
5	ゲーム中の画像及びインターネット接続によって機能するソフトウェア中の画像を意匠法の保護対象とすることに反対する。 以下の各号のとおり、日本のゲーム産業及びインターネット産業が国際競争力を低下させ、これらの産業の成長を阻害しかねないため。 （１）ゲーム産業やインターネット産業は、未だ成長過程にあり、ユーザービリティの観点からインターフェイス等が類似することが必然的であることから、現時点で排他的な意匠権を認めることは産業の成長を阻害する （２）意匠権の対象範囲が不明瞭となり、事業者及び意匠制度の関係者において混乱を生じさせ、産業活動を阻害する （３）突然のルール変更により、国内企業は性急な対応を迫られる （４）他人の意匠権を侵害しないためのクリアランスの負担が増加するため、企業活力を低下させる （５）意匠権に関する類否判断の事例は十分蓄積されておらず、法的効果の予測可能性が低いのに対し、プログラムの画像デザインは、表現面や機能面から保護する法律（表現面では著作権法、機能面では特許法）などにおいて十分に類否判断の事例が蓄積されている。これ以上の権利の強化は、過度な保護となり、ゲーム産業やインターネット産業へ新規参入を望む事業者に萎縮効果をもたらす	改訂審査基準案では、物品にあらかじめ記録された画像に加え、物品に事後的に記録された画像を意匠登録の対象とする一方、従前どおり、ゲーム中の画像や、インターネットの画像等、物品の外部からの信号による画像を表示したものは、意匠登録を受けることができないものとしています。 また、今般の意匠審査基準改訂に際しては、上記に加え、公然知られた画像等から容易に創作することができる画像が意匠登録を受けることがないよう、創作非容易性の判断基準の明確化を図るとともに、審査基準外の取組としても、画像を含む登録意匠の調査負担を軽減するための画像意匠公報検索支援ツールの提供や、「参考資料 画像を含む意匠に関する意匠審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方」（報告書案別紙２）により、関連する事業者等の対応負担を軽減するための措置も併せて実施しています。 意匠制度小委員会及び意匠審査基準ワーキンググループにおける今般の検討は、関連する産業界団体等による参画の下で行ったものであり、新規参入を望む事業者の方も含め、優れた画像デザインの開発と活用を起点とした新たな事業機会にもつながり得るものと考えています。	1 企業

番号	寄せられた御意見の内容	御意見に対する考え方	提出者
6	ウェブ等のインターネット上の情報処理サービスで提供される画像を意匠を構成する画像と認めないことに異論はないが、その一方でインターネットを通じて入手し、インストールするソフトウェア（いわゆる「アプリ」など）の画像を意匠を構成する画像と認めることに反対する。 現在は、HTML 5やJavascriptなどといったウェブ関連の技術や、サーバ側（ユーザ側、クライアント側ではない）での情報処理技術の発達により、ウェブとアプリのいずれにおいても、同様の外観を備えて同様の機能やサービスを提供することが可能であるため、一方のみが意匠を構成する画像とすることは疑問であり、少なくとも産業界の理解を得られたものとは言えない。 また、iOSやAndroidなどのアプリは通信を前提として起動し、機能するものが多い。これはアプリの少なくない部分において通信によって得られたデータを表示しているためである。このようなアプリの画像を意匠を構成する画像と認めるかどうかは、実際のアプリの構成などを十分に分析し、その結果を踏まえて議論して判断すべきと考える。	今般の意匠審査基準改訂は、情報技術の急速な進展を背景にデジタル機器で用いられる画像の範囲が拡大する中で、物品と意匠の一体性を前提とする現行意匠法の下で最大限可能な画像を含む意匠の保護を図ろうとするものであり、意匠制度小委員会及び意匠審査基準ワーキンググループにおける、関連産業界団体等からの参画の下で行った検討の結論として、速やかに実行に移すことが適切と考えています。	1 企業
7	今回の審査基準改訂により、これまで意匠には縁が薄かった、スマートフォン向けアプリ等の開発者には、特に、大きな影響が生じる可能性がある。 スマートフォン向けアプリの開発者には零細なベンチャー企業や個人のエンジニアも多いため、改訂の動きに対して、当事者感をもっていない可能性もあるので、広く周知啓発に努めて頂くとともに、説明会等では、スマートフォン向けアプリの開発実態に即して、具体的な判断の事例を示していただく等、できるだけわかり易い説明を希望する。	今般の検討に参画いただいた関連産業界団体、経済産業局、知財総合支援窓口、デザイン関連団体等を通じて、今般の意匠審査基準改訂に関する説明会開催の周知を行うと共に、説明会では、事例を交えた説明資料を用いるなど、分かり易い説明に努めます。	1 団体

番号	寄せられた御意見の内容	御意見に対する考え方	提出者
(2) 画像デザインの保護拡充を巡る意匠制度の在り方の更なる検討について			
8	マウスやペンタブレットの様な周辺機器においては、物品との一体性要件が障害となつて操作画像のデザインが保護され得ないという状態が続いており、今般の審査基準改定によつても状況は改善されない。物品との一体性に固執し、これを厳格に適用することを続ける限り、この不均衡は、解消出来ないと考えている。 当該物品の操作のための画像デザインであつて、当該物品の使用を目的として接続されたモニター画面に表示されるのであれば、表示が一時的であろうと保護されるべきであると考えている。 今回、意匠審査基準の改正には限界があることが明らかになったので今後、意匠法を改正することを視野に入れた検討が継続して行われることを切に希望する。	今般の改訂審査基準案に基づけば、電子計算機にインストールして用いられるソフトウェアの画像については、付加機能を有する電子計算機（「〇〇機能付き電子計算機」）の意匠として意匠登録を受けることが可能となります。 意匠法改正を視野に入れた画像デザイン保護拡充の検討については、今回の審査基準改訂後の運用の状況を見定めつつ、今後更なる情報技術の進展やユーザーニーズの動向を注視しながら、引き続きの検討課題とすることが適切と考えています。	1 団体
9	クラウドやネットワークコンピューティングによりクライアント端末に表示される画像は、会計処理等の特定業務のために繰り返し利用される操作画面であることが多い。ネットワークとの接続時にのみ表示される画像とは言え、一過性のコンテンツとは、異なるものである。これらの操作画像等は、業務用の電子計算機のモニター画面に表示される操作画像等と同じ労力を掛けて開発されるものであり、表示され操作される場所が遠方であるだけで、技術的にも機能的にも格別異なるものではないというべきである。 最近では、クラウドやネットワークコンピューティングによる業務処理は、当たり前のことになっており、例えば、物品に予め格納されたソフトウェアによる画像は保護され、まったく同一のソフトウェアによる画像を他社がクラウドで提供した場合、権利侵害にならないのは、著しく公正を欠く。 以上のことから、クラウドやネットワークコンピューティングによりクライアント端末に表示される画像デザインにも保護範囲が及ぶべきだと考える。	今般の意匠審査基準改訂は、情報技術の急速な進展を背景にデジタル機器で用いられる画像の範囲が拡大する中で、物品と意匠の一体性を前提とする現行意匠法の下で最大限可能な画像を含む意匠の保護を図ろうとするものです。 意匠法改正を視野に入れた画像デザイン保護拡充の検討については、今回の審査基準改訂後の運用の状況を見定めつつ、今後更なる情報技術の進展やユーザーニーズの動向を注視しながら、引き続きの検討課題とすることが適切と考えています。	1 団体

番号	寄せられた御意見の内容	御意見に対する考え方	提出者
10	画像デザインについて、法改正も視野に入れつつ、意匠権による保護拡充を考える場合には、権利の効力に関わる問題がどのように解釈されるかは、ユーザーにとって、画像デザインにつきどの範囲の保護を求めるかを考える上で、土台となるものであり、意匠制度小委員会において、実施・侵害行為、侵害主体等について、さらに精力的な検討を進め、その検討結果をユーザー、学界、実務家その他広く関係者に問うことによって法改正も視野に入れた更なる論議の深まりに資するようにすべきである。	意匠法改正を視野に入れた画像デザイン保護拡充の検討については、今回の審査基準改訂後の運用の状況を見定めつつ、今後更なる情報技術の進展やユーザーニーズの動向を注視しながら、引き続きの検討課題とすることが適切と考えています。 また、その検討を行うに際しては、権利設定後の効力、実施・侵害行為、侵害主体等についても十分な検討を行うことが重要であると考えています。	1 団体
11	画像デザインの保護拡充に向けて、法制と運用の両面を見据え、また、権利設定後の効力、実施行為といった観点も踏まえた上で、産業界や学界の意見、諸外国の扱い等を考慮しながら引き続き精力的な検討が進められることを期待する。		1 団体
12	わが国の重要な知的財産であるこれら新たなデザインの有り様に対する法的保護の枠組みについて、今後もより積極的に議論を進められることを期待したい。		1 団体
13	情報機器の分野の発展の速度は目覚ましく、報告書案のように「その後の運用の状況を見定めつつ」検討して行くのでは、その間に、益々、保護と実態との隔たりは広がって行くので、今後も継続して、画像デザインの保護システムについての検討を行うことを希望する。また、検討にあたっては、意匠法での保護に限定せず、様々な可能性を検討すべきと考える。		1 団体

番号	寄せられた御意見の内容	御意見に対する考え方	提出者
2. 改訂意匠審査基準（案）の具体的内容についての御意見			
14	「改訂意匠審査基準(案)」には、『物品に記録された画像』としか記載されていないため、記録された画像が一時的に記録された画像も含まれるか否かが不明瞭であり、実務者にとって迷いを生じる可能性がある。 そこで、「改訂意匠審査基準(案)」に『物品に記録された画像』の定義を明示すべきと考える。	御指摘の、物品に一時的に記録される画像は、インターネットの画像など、物品の外部からの信号による画像を表示したもの、又は、物品に接続若しくは挿入された記録媒体に記録された画像を表示したものがこれに該当することになりますので、改訂審査基準案中には、これらの画像が意匠法上の「意匠」を構成しないと判断することを具体的に記載しています。 (74. 4. 1. 1. 1. 1. 2、74. 4. 1. 1. 1. 2. 3、及び74. 4. 1. 1. 2(2))	1 団体
15	1. 付加機能を有する電子機器の画像は意匠を構成する (P18～19) 2. ゲームの画像は物品から独立したコンテンツであることから意匠を構成するとは認められない。 (P24) 以上の記述について、1にあたるのか2にあたるのか判断するのが難しいと思いました。 ゲームであっても広い意味で「付加機能」と言えなくともありませんし、何をもって「独立したコンテンツ」と判断するのか、それぞれ定義付けが必要と感じました。 例えば、 ・ 特定のWebサイトの閲覧のためのアプリ ・ SNSの閲覧、投稿のためのアプリ ・ Webサイトのないニュースアプリ の画面は、それぞれ意匠を構成するのか判断できませんでした。	意匠法上の「意匠」とは、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」と定義されており（意匠法2条1項）、画像がこの「物品」の形状等として認められるためには、当該物品の機能を発揮させるためのものである必要があります。 例えば、電子計算機に動画再生用のソフトウェアをインストールすることで付加される動画再生機能は、「動画再生機能付き電子計算機」という物品の機能を構成するものであるため、その動画再生のために用いられる画像（動画を再生するための操作部等）は「意匠」を構成するものと認められますが、その一方で、この動画再生機能により再生される個々の動画は、動画再生という物品の機能を発揮させるための画像には該当しませんので、意匠法上の「意匠」を構成するものとは認められません。 同様に、ゲーム機やゲーム実行機能のソフトウェアをインストールした電子計算機の場合であれば、それら物品の機能はゲーム実行機能であり、その機能によって実行される個々のゲームの画像は、「意匠」を構成するものとは認められません。また、いわゆるウェブブラウザソフトウェアをインストールした電子計算機の場合についても、当該ウェブブラウザの操作部等の画像は「意匠」を構成するものと認められる一方、個々のウェブサイトの画像は「意匠」を構成するものとは認められません。	1 企業

番号	寄せられた御意見の内容	御意見に対する考え方	提出者
3. 改訂意匠審査基準（案）の適用に関する実務的な御質問			
16	所謂スマートフォンと思しき物品が「携帯用端末」等の名称で多数登録されている。今後は、スマートフォンを意図した物品で付加機能を有するものは、例えば「～機能付き携帯用電子計算機」として物品を特定すべきか？	意匠審査上、物品にあらかじめ記録（組み込み）された画像については、従前から意匠登録の対象として取り扱っています。今般の改訂審査基準案に基づけば、電子計算機にソフトウェアをインストールすることで付加される機能に係る画像についても意匠登録の対象となりますが、そのような画像については、意匠に係る物品を「〇〇機能付き電子計算機」（〇〇は具体的な機能を記載）として出願いただくこととなります。この「〇〇機能付き電子計算機」は、いわゆるスマートフォンを含む物品の区分であると考えています。	1 個人
17	物品の類否判断において、「意匠に係る物品の用途及び機能を総合的に判断した場合」が記載されている。「総合的に判断」とはどの程度のことを想定しているか？物品が類似する例 1 & 2 は比較的単純なものだが、総合的に判断した場合の例示を頂きたい。		1 個人
18	「画像の用途及び機能が共通する場合であっても、～当該画像の用途及び機能以外に明らかに異なる使用目的を含むなど、考慮すべき他の用途及び機能がある場合は、意匠に係る物品は類似しないと判断する。」における「考慮すべき他の用途及び機能がある場合」は他にどのような状況を想定しているか？物品が類似する例 3 は比較的単純なものだが、他の例示を頂きたい。	「意匠に係る物品の用途及び機能を総合的に判断」とは、対比する両意匠の画像の用途及び機能のみならず、ハードウェアを含む意匠に係る物品全体の用途及び機能を考慮して判断することを意図しています。この考え方は、改訂意匠審査基準（案）74.4.2.2.1.1の物品が類似する例 1 ないし例 3 及び物品が類似しない例の全てにおいて同様であり、出願された意匠に則して具体的な判断を行うこととなります。	1 個人

番号	寄せられた御意見の内容	御意見に対する考え方	提出者
19	案を拝見すると「〇〇機能付き電子計算機」の「〇〇機能」の表現如何によって、物品の類似範囲が広狭する可能性があるため、登録性や侵害の恐れを判断する目安として例示を頂ければ有難い。	電子計算機の付加機能（「〇〇機能」）の記載については、改訂意匠審査基準（案）74.2.1(2)①において、「経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分により表される物品の機能と同等の一の機能とする」と定めており、同74.2.1(2)②において、物品の区分の記載として適切なものの例を、74.7.1.1(2)において、不適切なものの例を、それぞれ記載しています。	1 個人
20	「独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合」とはどのようなものが想定されているのか？例示をして頂きたい。	出願の意匠の創作者による特段の創意工夫に基づき、先行意匠には見られない独自の視覚的な特徴が創出されていると認められるような場合が該当します。 このような場合に該当する裁判例として、例えば、知財高判平成19年12月26日（平成19年（行ケ）10209,10210号）「包装用容器事件」などが挙げられます。 なお、この点について判断するに際して、特徴記載書や意見書の記載を参酌する場合であっても、出願当初の願書及び図面の記載から導き出される範囲のものしか考慮の対象となりません。	1 個人
4. 参考資料 実施・侵害行為等の考え方についての御意見			
21	参考資料は、もとより裁判等の判断を予測させるものではなく、また、示された事項の中には、実務において未解決の法的問題も多々含まれているが、少なくとも、ユーザーにとって画像を含む意匠を扱う際に留意すべき事項を示しているという点において、有益な資料であることは間違いない。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解します。	1 団体
22	当該資料の内容につき、審議会場で直接討論をする時間は十分に割り当てられていなかったと考える。意匠権侵害の成否を検討するに当たっての目安を示す必要性があることは理解できるが、当該資料が、意匠権侵害問題に直面した当事者等に予断を与え、裁判外交渉等における直接的な法的根拠となって独りあるきしてしまう懸念がある。そのような観点から、報告書においては、その本文中に、当該資料が参考資料である旨を明確に記載すべきと考える。それとともに、今後法改正を含めて侵害基準を明確化するための議論を継続していくべきと考える。	御意見を踏まえ、報告書中に別紙2が参考資料である旨を明記する修正を行いました。	1 団体